

審査基準表

みやぎの農泊魅力発信強化業務委託 企画提案競技

審査項目		審査内容	配点
1	業務の理解	・本業務の趣旨や目的等十分に理解しているか。	5
2	企画内容	・適切かつ効果的な提案となっているか。 ・本県の観光プロモーションの方針を理解した上で、仕様書に定めた業務内容を実施する提案となっているか。	30
3	業務内容	・仕様書に記載した業務内容の項目ごとに、的確かつ具体的な実施方法が示された提案となっているか。 ・コンテンツの制作・掲載にあたっては、県観光総合ホームページのシステムや構成を理解し、同ホームページ内の他のコンテンツと重複しないようホームページの保守管理担当者と十分な調整を図り、実施できる提案となっているか。 ・業務スケジュールは妥当なものであるか。	30
4	受託体制	・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	10
5	経済性	・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5
6	業務遂行能力	・業務を実施するために必要な専門能力や業務経験等を有しているか。	20
計			100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案